⒀　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱の対象工事である。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約となった場合は除く。

⒁　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成27・28年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。

⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾土木工事」における客観点数が1,150点以上であること。）。なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を950点以上とする。

⑷　平成12年４月１日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げるア）及びイ）の同種工事の実績を有すること（特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員として出資比率が20％以上の実績であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。ただし、ア）及びイ）は同一の工事であること。

同種工事とは、以下のとおり。

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者

ア）「海上における質量500ｔ／函（バラスト等含む）以上の鉄筋コンクリート製ケーソンの据付工事」

イ）「海上における異形消波ブロックの据付工事」

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員

ア）「海上における鉄筋コンクリート製ケーソンの据付工事」

イ）「海上における異形消波ブロックの据付工事」

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　技術提案に対する技術的所見が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお本公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみ（特定建設工事共同企業体で申請する場合は、代表者及び代表者以外の構成員でそれぞれ１名ずつとする。）とし、２名以上申請した場合は欠格とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成12年４月１日から本工事の公告日までに、以下に掲げるア）及びイ）の工事の施工経験を有する者であること。ただし、ア）及びイ）は同一の工事であること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成12年４月１日から本工事の公告日までに、⑷②に掲げる工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

ア）「海上における鉄筋コンクリート製ケーソンの据付工事」

イ）「海上における異形消波ブロックの据付工事」

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④　専門技術力が適正であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注した港湾土木工事のうち、平成25年度、26年度に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る請負工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

⑼　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満の請負工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記４⑶の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものを対象とする。）。ただし対象は、平成18年９月１日以降の入札公告及び入札説明書に、「調査基準価格を下回った価格をもって契約し、請負工事成績評定点が60点未満となった場合は、請負工事成績評定通知書の通知日から１年間、北陸地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する工事の入札参加を認めない。」と記載された工事の請負工事成績評定通知書に限る。

⑽　本工事に係る設計業務及び発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本・人事面で関係がある者でないこと。（入札説明書参照）

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　⑵によって得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

⑵　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

②　施工体制評価点及び加算点　下記㋐及び㋑の評価項目毎に評価を行い、施工体制評価点及び加算点を付与する。（入札説明書参照）

㋐　施工体制の評価（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

㋑　技術提案の評価

⑶　配置予定技術者の技術力等に関するヒアリングを、入札説明書に示す対象者に対して実施する（入札説明書参照）。

⑷　施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制の確認に係るヒアリングを実施するとともにヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

⑸　⑴において評価値の最も高い者が２人以上あるときはくじを引き落札者を決定する。